

## 明石市における新教育長制度について

## 新教育長の職務・職責に係る変更点

平成27年10月から、教育長と教育委員長を一本化した新教育長制度の導入により、職務・職責に係る変更点は次のとおりです。

項目	旧制度	新制度
教育委員会の構成	5人 ・教育委員長1人 ・教育委員4人（内1人が教育長） ※教育委員長については、教育長以外の教育委員が、任期4年のうち1年交代で教育委員長を務める。	5人 ・教育長1人 ・教育委員4人
教育委員会（月2回）の主宰（議事進行）	教育委員長が議長を務める。	教育長が議長を務める。
いじめ等の事件発生時の責任者	教育委員長又は教育長が責任者となる。	教育長が第一義的な責任者となる。
外部協議会（兵庫県市町村教育委員会連合会）での役職就任	教育委員長が理事に就任し、年1回開催される「理事会」に出席する。	教育長が理事に就任し、年1回開催される「理事会」に出席する。
議会答弁	教育委員長が教育委員会の代表者として答弁を行い、教育長が事務局の代表者として答弁する。	教育長が教育委員会の代表者及び事務局の代表者として、答弁する。
住民説明会等への出席	教育委員長が教育委員会の代表者として挨拶をする。	教育長の出席回数については、旧制度と変わらないが、教育長が教育委員会の代表者として挨拶をする。
総合教育会議の出席		新教育長制度の導入にあわせ、市長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場として、「総合教育会議」が設置され、教育長は、教育委員とともに、会議へ出席するほか、会議内容の事前協議を行う。

## 新教育長制度の導入及び給与改定状況一覧表（県下及び特例市）

### 1 平成28年4月1日現在の状況

	新教育長を設置した団体数	給料月額を改定した団体数
県下29市	19	2
特例39市	22	5
合計（68市）	41	7

### 2 給料月額を改定した団体の改定内容

団体名	給料月額（円）		改正内容
	改定前	改定後	
神戸市	一般職 給料表	830,000	政令市等他市との均衡を考慮しながら、市長及び副市長に次ぐ特別職という位置づけ、また、一般職局長級と副市長の中間水準になるよう、給料月額を決定した。
芦屋市	675,400	732,000	社会経済情勢、職責と責任の度合い、近隣都市や類似団体との均衡、一般職の職員の給与との均衡、その他の諸事情を総合的に勘案して決定した。
厚木市	681,000	706,000	教育委員会委員長と委員との月額の差額分相当を加算し、給料月額を決定した。
松本市	719,000	729,000	厚木市と同じ。
沼津市	693,000	725,000	教育委員長が担ってきた職務・職責を新たな教育長が兼ねることになること、「教育長の給料月額÷市長または副市長の給料月額」から得られる比率が、県内平均を大きく下回っていたこと等から、給料月額の増額を決定した。
富士市	722,000	742,000	厚木市と同じ。
四日市市	一般職 給料表	742,000	特例市における四日市市長の順位を考慮して、給料月額を決定した。

### 3 給料月額を改定しなかった団体とその理由（検討があった市）

団体名	改正しなかった理由
尼崎市	位置づけは変わるが、責任の度合いが大きく変わらなかったことを踏まえ、給料月額を同額とする結論に達した。
宍粟市	昨年度の報酬審議会で審議した結果、他市との比較及び業務の内容に大きな変動が無かったことを踏まえ、給料月額を同額とする結論に達した。
草加市	給料月額については、草加市の財政状況や県内の同規模の自治体の給料月額、他の特別職との均衡を踏まえると、給料月額を同額とする結論に達した。

追加資料 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う、新教育長の給与等について

県下29市及び特例39市

平成28年4月1日現在

団体名	新教育長の設置の有無	有の場合給与改定の有無	給料月額(円)		給料月額の改定内容
			改定前	改定後	
明石市	有	無	733,000	-	平成28年度報酬審議会において審議する。
神戸市	有	有	一般職給料表	830,000	・特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例に基づく特別職として取扱い、給料、地域手当、期末手当および退職手当を支給する。 ・政令市等他市との均衡を考慮しながら、市長及び副市長に次ぐ特別職という位置づけ、また、一般職局長級と副市長の給料月額の間水準になるよう決定している。
姫路市	無	-	810,000	-	-
尼崎市	有	無	805,000	-	位置づけは変わるが、責任の度合いが大きく変わるものではないという判断により、給料月額は同額としている。
西宮市	無	-	827,000	-	-
洲本市	有	無	680,000	-	-
芦屋市	有	有	675,400	732,000	社会経済情勢、職責と責任の度合い、近隣都市や類似団体との均衡、一般職の職員の給与との均衡、その他の諸事情を総合的に勘案して検討
伊丹市	有	無	725,000	-	-
相生市	無	-	657,000	-	-
豊岡市	無	-	615,000	-	-
加古川市	無	-	772,000	-	-
赤穂市	有	無	644,000	-	-
西脇市	有	無	665,000	-	-
宝塚市	有	無	682,000	-	-
三木市	無	-	710,000	-	-
高砂市	無	-	702,000	-	-
川西市	有	無	722,000	-	-
小野市	有	無	695,000	-	-
三田市	有	無	687,000	-	-
加西市	有	無	674,000	-	-
篠山市	有	無	612,000	-	-
養父市	有	無	585,000	-	-
丹波市	有	無	598,000	-	-
南あわじ市	有	無	600,000	-	-
朝来市	無	-	635,000	-	-
淡路市	有	無	610,000	-	-
宍粟市	有	無	638,000	-	・給料月額は旧教育長と同額、期末手当の支給割合は旧教育長の期末手当と勤勉手当を合算した支給割合として、市長・副市長と条例を一本化 ・給料月額は今年度の報酬審議会で審議した結果、他市との比較及び業務の内容に大きな変動が無いという結論により、同額となっている。
加東市	無	-	655,000	-	-
たつの市	無	-	685,000	-	-
八戸市	無	-	763,000	-	-
山形市	有	無	698,000	-	-
水戸市	無	-	775,000	-	-
つくば市	無	-	680,000	-	-
伊勢崎市	無	-	693,000	-	-
太田市	無	-	735,000	-	-
熊谷市	有	無	718,000	-	-
川口市	有	無	814,000	-	-

団体名	新教育長の設置の有無	有の場合 給与改定の有無	給料月額(円)		給料月額の改定内容
			改定前	改定後	
所沢市	有	無	781,000	-	給料月額の検討は行っていない。
春日部市	有	無	761,000	-	-
草加市	有	無	750,000	-	給料月額については、草加市の財政状況や県内の同規模の自治体の給料月額、他の特別職との均衡を鑑み、現行の給料月額75万円を据え置くことが妥当であるとした。
平塚市	無	-	726,000	-	-
小田原市	有	無	706,000	-	-
茅ヶ崎市	無	-	672,000	-	-
厚木市	有	有	681,000	706,000	教育委員会委員長と委員との月額の差額分相当を教育長の給料月額の増額額としている。
大和市	有	無	682,000	-	給料月額について、議論無し。
長岡市	有	無	694,000	-	-
上越市	無	-	607,100	-	-
福井市	無	-	740,000	-	-
甲府市	無	-	755,000	-	-
松本市	有	有	719,000	729,000	新教育長は、現行の教育委員長の職務職責を担うことから、現行の教育委員長の報酬額を参考とし、また、国の特別職の給料が引下げられる(Δ2.0%)という状況を踏まえて、新教育長の職務の広範さ、職責の重さ等を総合的に斟酌して決定した。 現行教育長給料+(教育委員長報酬-教育委員報酬)=新教育長給料【左式で得られた額をΔ2.0%した。】
沼津市	有	有	693,000	725,000	給料月額について、教育委員長が担ってきた職務・職責を新たな教育長が兼ねることになること、市長及び副市長との給料月額における比率が県内平均を大きく下回っていたこと等から、増額が必要であると答申された。
富士市	有	有	722,000	742,000	教育委員会委員長と委員との月額の差額分相当を教育長の給料月額の増額額とする。
一宮市	無	-	830,000	-	-
春日井市	有	無	773,000	-	-
四日市市	有	有	一般職 給料表	742,000	平成27年8月1日に新教育長就任。新たな給料月額等を設定済み(報酬審にて給料月額を審議の上で決定)。同格市における本市の市長における水準を考慮して、給料月額を決定した。
岸和田市	無	-	750,000	-	-
吹田市	有	無	810,000	-	-
茨木市	有	無	818,000	-	-
八尾市	有	無	770,000	-	-
寝屋川市	無	-	810,000	-	-
鳥取市	有	無	722,000	-	給料月額について、議論無し。
松江市	有	無	717,000	-	-
呉市	有	無	740,000	-	-
佐賀市	無	-	679,000	-	-
佐世保市	有	無	721,000	-	-

(注) 新教育長の設定が無の団体にあつては、一般職としての教育長が平成28年4月1日時点において在任期間中であり、任期満了後に新教育長に切り替わります。(経過措置)